

平成 3 1 年 第 4 回
富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

平成 31 年 3 月 19 日 (火)

開会午後 3 時 00 分、閉会午後 4 時 10 分

II 場所

教育委員会室

III 出席委員

2 番	山崎 弘一	3 番	町野 利道
4 番	藤重 佳代子	5 番	村上 美也子
		教育長	渋谷 克人

IV 説明出席者

教育次長	坪池 宏	教育次長	布野 浩久
教育企画課長	津田 康志	生涯学習・文化財室長	菊池 政則
教職員課長	坂林 根則	県立学校課長	本江 孝一
小中学校課長	金谷 真	保健体育課長	東瀬 義人

V 傍聴人数 1 人

VI 会議の要旨

午後 3 時 00 分、渋谷教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

(平成 31 年 2 月 15 日開催の平成 31 年第 2 回富山県教育委員会会議録)

会議録閲覧

渋谷教育長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

3 議決事項

議案第 10 号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

教育企画課長から説明した後、教育長が補足説明し、原案のとおり可決した。

議案第 11 号 富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

教職員課長から説明した後、教育長が補足説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 第四次「富山県子ども読書活動推進計画」の概要

(2) 国重要文化財「石黒信由関係資料」の追加指定について

(3) 国の登録有形文化財（建造物）の登録について

生涯学習・文化財室長説明した後、教育長が補足説明をした。

(4) 平成 31 年度富山県立学校入学者選抜の受検状況・合格状況等について

(5) 高岡商業高等学校における平成 31 年度県立高等学校全日制の課程入学者選抜学力検査

英語聞き取りテストの中止について

県立学校課長から説明した。

(6) 魚津市立小学校の設置及び廃止について

小中学校課長から説明した後、教育長が補足説明をした。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

4 議決事項

午後3時50分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、議案第12号及び議案第13号については委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第12号 教育に関する事務の点検及び評価に係る学識経験者の委嘱の件

議案第13号 事務局職員の人事に関する件

5 議事

○議決事項について

議案第10号関係

〔山崎委員〕

- ・児童虐待に関しては、それに関する所掌する所を設けることが必要かと思うが、ここでいう児童というのは小中学生のことか。

〔小中学校課長〕

- ・小中高である。18歳まで。

〔教育長〕

- ・児童虐待といっても一般的な体罰系の話もあるかと思うが、ネグレクトもそうである。子どもの前でいわゆるDV、旦那さんが奥さんに対しての暴力行為も虐待の一種である。そういうものも含めて小中高すべてが対象となる。それを一括して児童という。私もだど児童生徒になるわけだが、向こうの法律でいうと児童虐待という形になる。

〔村上委員〕

- ・何か1つ事案があるとすごく時間と労力がかかると思うのだが、人的補助とか専門家がそこに常駐するといったことはあるのか。

〔教育長〕

- ・虐待の方が。

〔村上委員〕

- ・そうである。

〔教育長〕

- ・現在、児童生徒育成という係があり、そちらでいじめ、不登校等々の対応を行っているけれども、そちらのスタッフで対応していこうという考えである。直接的にはやはり情報提供、相談所への情報提供、連携をきちんとしてどんな些細なことであっても連絡をとりあいながら適切に対応していくことが重要となる。その司令塔というよりも、そういうことをきちんと整理をしながら教育委員会内部のことについて把握し対応していくことになろうかと思うので、今のところ、業務としては過大なものはないのではないかと考えているが、今後の情勢を見て必要があれば組織の充実強化ということも考えなくてはいけないのかなと考えている。

〔町野委員〕

- ・組織的には児童相談所の管轄はどこか。

〔教育長〕

- ・厚生部である。厚生労働省の所管の法律に基づいて設置している。

〔町野委員〕

- ・幼児教育についても、今までは厚生部だけであったが、県として教育の中に入れていくという考え方なのか。

〔教育長〕

- ・これは少し説明が必要である。幼児教育というのは本来的に言うと幼稚園の所管である。幼稚園はどこの所管かということと文部科学省の所管になる。例えば小学校であると学習指導要領というものがあり、幼稚園にも同じようなものがある。それに基づいてやっているわけで、公立の幼稚園についてはこれまでも教育機関としてずっと幼児教育をやってきた。一方で保育所は児童福祉施設である。幼児を保育する役割を担っている。昨今、幼稚園と保育所の両面をもつ認定こども園ができた。その関係から今申し上げた3つの

施設、同じようにして幼児教育を高めていかななくてはならないと。保育所と認定こども園についても幼児教育は共通した規定で行われているが、例えば公立の幼稚園だと訪問指導研修がある。小学校でもそうだが、指導主事の先生が幼稚園に行って、こういう形で教えてあげてくださいとアドバイスなんかもしながら研修を行っていたが、今ほど申し上げたとおり、保育所と認定こども園についてはそれが実施されていない。認定こども園は幼稚園から移行したものと保育所から移行したものがあるが、保育所から移行した認定こども園は今それがないのである。それではいわゆる幼児教育について差ができてしまうので、これを上に引き上げるというのが国の施策であり、人生 100 年時代ひとつづくり構想会議の時に度々指摘されたのもその点である。同じ幼児教育施設でありながら指導体制が違うじゃないかと。一緒にしてきちんと対応してほしいと。

〔町野委員〕

- ・この前も幼児教育が大事だという話が出たので、あまり担当を明確にしすぎてもなかなかやりにくいところが出るから、こういう風にマルチにやってもいいのではないかと思う。

〔教育長〕

- ・おっしゃる通りである。今では3つの部局に分かれたので、実施されるのはまた違うかもしれないが、幼児教育の部分については、どういう内容のものをどんな形で現場で研修していくのかということを経済委員会が一括して担当しようという考え方である。

〔藤重委員〕

- ・実際、保護者の立場でDVにあっているお母さんを見かけることがある。DVも手を挙げるDVではなく、金銭的に追い込んでいくタイプがあり、そうすると子ども手当や児童手当とかが全てお父さんの口座に入ってしまうので、彼女一人では立ちきれなくなり、どうしても我慢を余儀なくされるケースがある。DVというのはどこまでがDVなのか。要するに暴力的なものではなくて言葉と金銭的なものを使えない状態に制限するようなものもDVにあたるのか。

〔教育長〕

- ・それは難しい。教育委員会所掌ではないので、あまり責任のもった回答はできない。

〔山崎委員〕

- ・これまでも幼稚園教育という面ではちゃんと動いていたかと思う。その対象とする範囲を広げて幼児全般を対象にするということかと思うが、教育センターと銘打ったのはどういう意味か。センターに行けばいろいろ相談にのってもらえるという意味のセンターなのか。

〔教育長〕

- ・司令塔という意味でのセンターである。係という呼び方もあるかと思うが、センターという事で一括してやっていくという意味で司令塔という意味でセンターという名前をつけさせていただいた。全国的にもセンターという名前を付けている感じである。

〔山崎委員〕

- ・特別に人を配置、増やすという計画はあるのか。

〔教育長〕

- ・幼児教育センターの方については5名体制である。常勤が1名、スーパーバイザーとして専門家の方で週3日勤務の方が1人。あと各幼児教育施設への派遣研修を予定しており、来年度は24カ所回る予定だが、そこに行っていただくスタッフとしてアドバイザーの方が3名、合計5名体制でスタートしたいと思っている。

〔町野委員〕

- ・こういう風にした方が対応力があがるような感じを受ける。

議案第 11 号関係

〔教育長〕

- ・中教審の答申を受けて法律改正されたものだが、必要な科目の名称を変更しているものであってカリキュラムの中身自身は変更したものではない。

〔教職員課長〕

- ・カリキュラムの中身については、それぞれの大学の中において設定をしているので、これまでよりも柔軟

な設定ができやすくなっている。

〔教育長〕

- ・これは未来の話であり、現在のものについては区分名を変えたという風に理解していただければわかりやすいと思う。ただこれからは大区分に従い、もしくは中区分に従っていろんな自由度の高いカリキュラムが出てくると思うが、現時点においてはこの名称が変わったとご理解いただければと思う。

〔町野委員〕

- ・科目の数が減っているが、これは変わったことにはならないのか。

〔教職員課長〕

- ・要するにそこに含まれていた科目をもっと大きな括りにしたというだけなので、中身については基本的には変わっていない。

〔町野委員〕

- ・別表第1の読み方、見方を教えていただきたい。

〔教職員課長〕

- ・現在、教員免許をお持ちの方が前提である。下に(2)の小学校教員の免許状を参考につけているが、小学校の二種免許状をお持ちの方が小学校教諭の一種免許を取得される場合に小学校の教員として在籍している期間に応じて取得しなければならない単位数が変わってくる。それが最低修得単位数であり、その中に必ず含めて修得することが必要な単位がその右側に定まっているが、それがこれまではそこにある3区分の中から単位を取得しなければならないという事になっていた。ここの考え方は新も旧も同じである。その科目のところの名称がそのまま変わったということである。

〔教育長〕

- ・二種一種についてはご存知か。

〔村上委員〕

- ・それが聞きたいと思っていた。

〔教職員課長〕

- ・教員免許については、受けられたカリキュラムというか、教職課程の単位の数に応じて二種免許と一種免許に分かれている。例えば小学校の教員であると短大で二種免許が取れる場合がある。通常大学を出てきてこられた方々は一種免許をお持ちになっている。それから二種免許であっても教員として教壇には同じように立てることになっているが、学んでこられたものの違いに応じて一種、二種と分けられているとご理解いただければと思う。

〔教育長〕

- ・その上に専修というのものもある。

〔教職員課長〕

- ・大学院を出てこられた方については、この一種の上に専修免許がある。

〔教育長〕

- ・3つあるが、教壇に立てるという意味では違いはない。

〔町野委員〕

- ・学歴を表すような感じでもあり、ちょっと違和感がある。例えば、二種であれば3年生までできる、一種であれば4年から6年生までできるとか、免許によってできる行為が変わってくるのだったらスッと入るのだが、過去の経歴という形でなっていると何のためにいるのかなと思う。

〔教育長〕

- ・そもそも二種を持って教壇に立っている人が何のトリガーをもって一種を取りに行くかという。そういったところはいろいろと。

〔町野委員〕

- ・私ら会社では、設計の技術者がいる。ABCとランクが付いていて、あるところはこのまでしか図面が書けない。あるところはこのまで設計をする。仕事をするところで分けをしている。車の免許もそうである。本来はそうあるべきなのでちょっとこれは理解しがたい。

〔教育長〕

- ・正看、準看が一番わかりやすい。従事できる業務が限られている。教員免許はちょっと変わっている。

〔村上委員〕

- ・ 準看さんとかは給与体系も違う。

〔山崎委員〕

- ・ 上位の種目免許についてだが、科目の名前が変わっただけだという説明だったが、名前をよく見ると「教科に関する科目」が「教科に関する専門的な事項に関する科目」という言い方に変わっているが、教科に関する専門的な事項じゃない科目というのはなかったのか。また、2番目の教職に関する科目については「各教科の指導法に関する」と「教育の基礎的理解に関する」はイコールと考えていいのか。もう一つ、「教科又は教職に関する科目」という言い方では非常に幅広いと思う。しかも方向性がある程度見えてくるのだが、今回の新しいものについては「大学独自に設定する科目」となっており、本当に旧のこれに相当するのか。

〔教職員課長〕

- ・ 現在ある科目については基本的には分類の名前が変わるということだが、今後各大学によって、例えばこれまで教科に関する科目で例えば国語、数学、英語という科目があるが、それらの指導法に関するものと教職に関する科目であるから、それぞれ授業を設定しておかなくてはいけなかったが、今後は英語という教科と英語の指導法という教科を1つにして大学で提供できるということになっている。比較的この見直しは大学さんの方のカリキュラムを作りやすくするということであって、受けられる側にはあまり影響がないものだろうと考えている。

〔教育長〕

- ・ 自由度を高めて、いわゆる教員の指導力を高めようということが中教審の答申の中で謳われているものである。主眼はそちらの方に行く。ただ、これから未来の話になってくるので、わかりにくいところがある。

○報告事項について

報告事項（1）関係

〔藤重委員〕

- ・ 今だとスマホやキンドル、タブレット等で電子書籍を読むことができるが、それは読書になるのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・ それはアンケートに答える子ども自身がどういう風に答えているかによるが、1冊という聞き方をしているので紙ベースで考えて答えてない可能性がある。

〔町野委員〕

- ・ キンドルだったら1冊。

〔藤重委員〕

- ・ また、オーディオブックのように、読むというよりは聞き流すようにスマホで読む場合は、読書になるのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・ それも同様の考え方になると思う。先ほどもちょっと申し上げたが、実は小学生高学年、中学生については読む読書量が増えている。これは朝読書等の取組みだと思うが、先ほども申し上げたが20年前に比べると倍近く増えている。ただ、高校生がずっと下レベルでほとんど読んでない状態が続いている。大学生に至っては半分以上、60%近い人たちが1か月に1冊読んでいない。

〔町野委員〕

- ・ 読書習慣は小学校の時に身につくと思う。そういう意味で小学校で力を入れるのは正解だと思う。中学校位になってくるといろんなことで忙しくなってくるし、最近はスマホにだいぶ時間を使っているから、だんだん読書する量が減るのだろう。

〔山崎委員〕

- ・ 図書館を利用しなければ読書できないとは思わないが、読書は非常に大事なもので小さい頃から習慣づけをした方が良くと思う。先ほどの藤重委員の話だが、最近は若い世代中心に電子書籍を通して活字を読む人がけっこういると思うので、そういうものも含めれば結構多いのではないかと思う。とは言いつつも文化庁の方では毎年各世代の読書率を調べているようだが、読まない人の割合が増えているのは20代、30

代、40代とのことである。16～19歳も増えているが、それ以上に20、30代がどんと増えている。そういう意味でも早い時期から読書習慣を身につけることが重要だと思う。

〔藤重委員〕

- ・電子書籍だけではなく、YouTubeで本を読んでアップしているサイトを読んでいる人たちをよく見るが、YouTubeで読んでもらっている本をどう考えるのか。読書の定義が、昨今デバイスが進化したことによって非常に調査しづらくなっているのではないかという気がする。

〔村上委員〕

- ・子ども達を読んでいる本は更新されていると思うが、子供一人当たりの本の数は県内で何冊位か。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・図書館で借りている数か。

〔村上委員〕

- ・借りている数ではなく、子どもの人数に合わせた本の数がだいたい用意されているものなのか。

〔教育長〕

- ・100の指標になかったか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・本数が年々増えているので子どもにあわせた形である。ただ本当に読みたい本があるかどうかは。

〔村上委員〕

- ・読みたい本があるかとか都道府県ごとに差があるのかとか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・ニーズに合わせて購入していただくようにということで県立図書館をはじめ指導をしているのだが、なかなか全て揃うかという図書館1つ1冊という形になっているので、1冊借りられていると借りられないとか、そういうことが起きてしまう。

〔村上委員〕

- ・待ち時間とか車に乗っている間とかもスマホを見ておとなしくさせるのも1つなのだが、小さい本があると長くおとなしく待っていられるのであったらいいと思う。

〔山崎委員〕

- ・iPadで書籍を全部入れて落として読むことには限界がある。iPadの画面という、限られた窓では一度に多くの紙面を自在にめくることができない。

〔村上委員〕

- ・若い人は平気かもしれないが、読みづらくてどうしても印刷してしまう。

〔藤重委員〕

- ・私は、文字を拡大できるため、自分がほしい書類をスキャナ等でデジタル化する方が確認しやすい。

〔山崎委員〕

- ・先ほど読書に関して話された100冊というのは何か。

〔教育長〕

- ・100の指標と言って本県の中のいろんなものを例えば図書館とか文化施設とか、その中の1つに入ったのではないかと思う。

〔山崎委員〕

- ・委員会で推薦図書みたいのを100冊選んで紹介していたのではないか。

〔教育長〕

- ・出している。

〔山崎委員〕

- ・あれは結構見られている。学校の方で子ども達。それを見て読もうかなということで読書好きになっているという話を聞いたことがあるが、そういったことについては、これからは是非進められたらいいと思う。

報告事項（2）関係

〔町野委員〕

- ・戦国時代から石黒氏というのがあったのだが、その末裔か。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・それはちょっとわかりかねるが、石黒家については信由以下、高樹村の村長をやっている状態なので、おじいさんから受け継いでやっているので土着ではないかと思う。

〔山崎委員〕

- ・信由については、信由自身も勿論そうだが、子どもや孫の代までずっと受け継いでやっていたのは素晴らしいことで、そういう意味では今回の追加指定は良いことではないかと思う。全然関係ないが、石碑には「いしぐろ」と書いてあるはずだが、「いしくろ」なのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・石黒家の皆さんや射水市の博物館においては「いしくろ」であるというふうになっている。「いしぐろ」は本来ではないのではないかという見解である。

報告事項（6）関係

〔山崎委員〕

- ・廃止する学校の中で上中島小学校の場合は、バス通学の子ども達は学校までの距離が3キロを境目にしてという話が出たのだが、3キロ前後のところでは希望されたらどうするのか。

〔小中学校課〕

- ・個別相談させていただくと思う。

午後4時10分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。